

福島県指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第11条第2項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「福祉法」という。）第57条の3の3第4項の規定に基づき、障害福祉サービス事業者等に対して行う質問等についての基本的事項を定める。

(指導の方針)

第2条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、次に掲げる基準等に定める自立支援給付及び障害児通所給付費等対象サービス等（以下「障害福祉サービス等」という。）の取扱い、自立支援給付及び障害児通所給付費等（以下「給付費等」という。）の請求に関する事項等について周知徹底させることを主眼として実施する。

- (1) 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第90号）
- (2) 福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第91号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (6) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）
- (7) 福島県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第88号）
- (8) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- (9) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）

(指導の対象)

第3条 指導の対象は、次に掲げる事業者、設置者及びその従業者（この要綱において、「障害福祉サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者（支援法第29条第1項に規定する事業者をいう。）

以下同じ。)

(2) 指定障害者支援施設(支援法第29条第1項に規定する施設をいう。以下同じ。)の設置者

(3) 指定一般相談支援事業者(支援法第51条の14第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。)

(4) 指定障害児通所支援事業者(福祉法第21条の5の3第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。)

(指導の実施者)

第4条 指導は、保健福祉部長(以下「部長」という。)が所掌し、各保健福祉事務所長(以下「事務所長」という。)と連携を図りながら実施する。

(指導の方法)

第5条 指導は、次の方法により実施する。

(1) 集団指導

集団指導は、障害福祉サービス等の取扱い、給付費等の請求の内容、制度改正の内容及び虐待事案をはじめとした過去の指導事例等指導すべき内容に応じ、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、又は当該事業者等の団体等の依頼を受けて、講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等の施設又は事業所において、別に定める実地指導調書等に基づいて、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式により行う。

(3) 実地指導の特例

前号の規定に関わらず、やむを得ない事情により実地指導を行うことが困難な場合には、部長が別に通知する方法により行う。

(指導方針の策定)

第6条 部長は、重点的かつ効果的な指導を行うため、前年度の指導結果等を踏まえ、毎年度当初に指定障害福祉サービス事業者等指導方針(以下「指導方針」という。)を策定する。

(指導対象の選定)

第7条 指導対象となる障害福祉サービス事業者等については、以下のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導の対象は、第3条各号に規定する障害福祉サービス事業者等から選定す

る。

(2) 実地指導

第5条第2号に規定する実地指導及び第3号に規定する実地指導の特例（以下「実地指導等」という。）の対象は、別に定める実地指導等計画によるものとする。

(集団指導の手続等)

第8条 部長は、集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を選定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、指導内容等を文書により通知する。

2 部長は、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等に配慮して、当日に使用した資料等について県のホームページ等を通じて周知するよう努める。

(実地指導の手続等)

第9条 部長は、実地指導の実施にあたっては、あらかじめ次に掲げる事項を記載した文書により通知する。

ただし、指導対象となる事業所において虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (1) 実地指導の根拠規定及び目的
- (2) 実地指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者数
- (4) 出席者
- (5) 事前に提出を求める資料等

2 前項の通知により実施した実地指導の結果、改善を要すると認められた場合又は給付費等について過誤による調整を要すると認められた場合は、部長は、文書により通知する。

この場合において、部長は、当該障害福祉サービス事業者等から文書により改善を求めるものとする。

3 部長は、前項後段の規定により報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、文書又は職員の派遣等により改善状況、改善結果について確認する。

(実地指導の特例の手続等)

第9条の2 実地指導の特例の方法により実施する場合の手続等については、部長が別に通知する方法により行う。

(指摘基準)

第9条の3 実地指導等の指摘基準は、別に定める。

(監査)

第10条 部長は、実地指導等において、次に掲げる場合に該当する状況を確認したときは、実地指導等中止し、直ちに福島県指定障害福祉サービス事業者等監査要綱（平成16年2月12日付け保健福祉部長通知。以下「監査要綱」という）に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合。
- (2) 給付費等の算定に誤りが確認され、その内容が、不正若しくは著しい不当が疑われる場合。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成15年5月23日から施行し、平成15年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は平成17年6月3日から施行し、平成17年度の指導から適用する。

附 則

- 1 この要綱は平成18年6月6日から施行し、平成18年度の指導から適用する。
ただし、次の事項については、改正前の「福島県支援費指定居宅支援事業者等指導要綱」を適用するものとする。
 - (1) 平成17年度までに執行した支援費に関するもの。
 - (2) 平成18年9月30日までの身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設に限る。）及び知的障害者援護施設（知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮に限る。）の支援費に関するもの。
 - (3) 平成18年10月1日以降、障害者自立支援法の附則で定める経過措置の期日（平成24年3月31日までの日で政令で定める日の前日）まで、引き続き支援費制度を選択する身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の支援費に関するもの。
- 2 第2条第1項のなお書きについては、平成18年10月1日以降は、適用しない。

附 則

この要綱は平成19年5月18日から施行し、平成19年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は平成20年5月8日から施行し、平成20年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は平成22年5月6日から施行し、平成22年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は平成24年5月9日から施行し、平成24年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は平成25年5月1日から施行し、平成25年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は平成28年5月13日から施行し、平成28年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は令和3年5月27日から施行し、令和3年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は令和4年7月14日から施行し、令和4年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は令和5年5月25日から施行し、令和5年度の指導から適用する。